

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
(案)の御意見の募集について

平成 26 年 11 月 17 日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の一部改正を行うことを予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1. 御意見募集期間

平成 26 年 11 月 17 日（月）から平成 26 年 12 月 16 日（火）まで（郵送及び F A X の場合も当該期間までに必着）

2. 御意見募集対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）に関する御意見の募集について

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課企画法令係 宛て

○ F A X の場合

03-3591-8914

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課企画法令係 宛て

○ 電子政府の（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）に関する御意見の募集に

ついて」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがあります。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。

以上